

広報 直島

2022 Apr. No.825



すな おな え が お の し ま

contents

- 02 町長あいさつ
- 04 令和4年度予算
- 06 令和4年度重点事業
- 08 総務課・住民福祉課からのお知らせ
- 09 住民福祉課からのお知らせ
- 10 教育委員会からのお知らせ
- 12 カメラリポート
- 13 教育委員会表彰
- 14 わがまちのカレンダー
- 16 住民福祉課からのお知らせ
- 17 まちづくり観光課からのお知らせ
- 22 住民福祉課からのお知らせ
- 25 税務課からのお知らせ
- 26 ふれあい診療所からのお知らせ



幼児学園卒園式(カメラリポート12ページ)

町の人口 | 4月1日現在(先月比) 世帯数/1,579(+26) 人口/3,016(+22) 男/1,568(+18) 女/1,448(+4)
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.22km²

直島町HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp

新年度スタートのごあいさつ

令和4年度の始まりにあたり、ご挨拶を申し上げます。

町民の皆様におかれましては、日頃より町政の運営に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

今年の春の訪れは、例年に比べ幾分早かったように感じられますが、うららかな日差しが心地よく、花々が咲き競い、木々の緑も色鮮やかな季節の訪れるこの時期は、進学や就職などさまざまな門出を迎えられる方がたくさんいらっしゃると思われまふ。これから皆様には、それぞれ新たな出会いや体験などが待っていますので、希望に胸を膨らませ、軽やかに新生活がスタートできることを大いに期待しています。

また、町にとりましても4月は新たな年度の始まりとなりますので、私をはじめ職員一同、心を新たに行政サービスの向上や課題の解決に取り組んでいく所存であります。

さて、今年に入ってから、全国的に猛威を振るっている新型コロナウイルスのオミクロン株についてであります。香川県内においては、連日、たくさんの感染者数が報告されていましたが、先月21日にまん延防止等重点措置が終了した頃からは、香川県全体ではクラスター感染により、人数は減っていないものの市中感染は減少傾向になりつつあります。

当町におきましても、この期間に数名程度、感染された方がおられましたが、幸い大規模な感染拡大には至りませんでした。これもひとえに皆様方一人ひとりの感染予防の取り組みの賜物であると、深く感謝の意を表すところであります。

また、3回目のワクチン集団接種が先月には希望者全員に完了しており、心配されていた方々には、ひと安心なところもございます。

しかしながら、まだしばらくの間は感染予防対策に細心の注意を払う必要がありますので、新型コロナ禍の前であれば、春らしい行事やイベントに心躍る季節に、町民の皆様にはご辛抱ばかりかけて申し訳ありませんが、引き続き手洗い・うがい・マスクの着用や「3密」の回避等「新しい生活様式」など感染予防の取り組みにご理解とご協力をお願いします。

次に、町の今年の大きな事業である「瀬戸内国際芸術祭」について、ご紹介したいと思います。今回で5回目を迎える瀬戸内国際芸術祭（※1）が、来る4月14日にいよいよ開幕します。今年の広報1月号でも申し上げておりますが、町としましては町内のにぎわい復活の機会

として、大いに期待しているところではあります。しかしながら、今回はコロナ禍が収束していない状態での開催となりますので、町民の生命・安全・くらしを第一に考え、香川県と協力し、各施設での検温体制の強化など感染予防対策に努め、経済の再生を図りながら皆様の生活への影響を最小限にとどめるための対策に全力で取り組んでいきたい、と考えております。

また、期間中は大勢の方が訪れることにより、フェリーやバスなど公共交通機関の混雑も予想されることから、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、何とぞご理解とご協力をよろしくお願い致します。

この他、今回も芸術祭関連イベントとして、オープニングイベントや直島女文楽の公演など、町民主体のおもてなし事業の実施を予定しています。詳しい内容につきましては、広報などでご案内していますが、これらについては、感染予防対策を講じながら実施していきたいと考えておりますので、町民皆様の積極的な参画をよろしくお願い致します。

※1 瀬戸内国際芸術祭2022（3シーズン計105日間）

春会期（4月14日～5月18日）

夏会期（8月5日～9月4日）

秋会期（9月29日～11月6日）

この他、本年度はハード事業として「積浦公園整備」「横防家族用住宅整備」などのほか、デジタル化に向けて「行政手続きオンライン化」など、さまざまな事業を予定しております。詳しくは、この広報誌に本年度の主な事業を紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

また、完売となった積浦地区の造成地につきましても、第2期工事に向けて準備を進めていきたいと考えております。

ここ2年ほどの期間は、さまざまな行事やイベントが中止や延期を余儀なくされてきましたが、今年は、コロナ後を見据えて準備を進め、元気でにぎわいあふれる町をつくっていききたいと思っております。

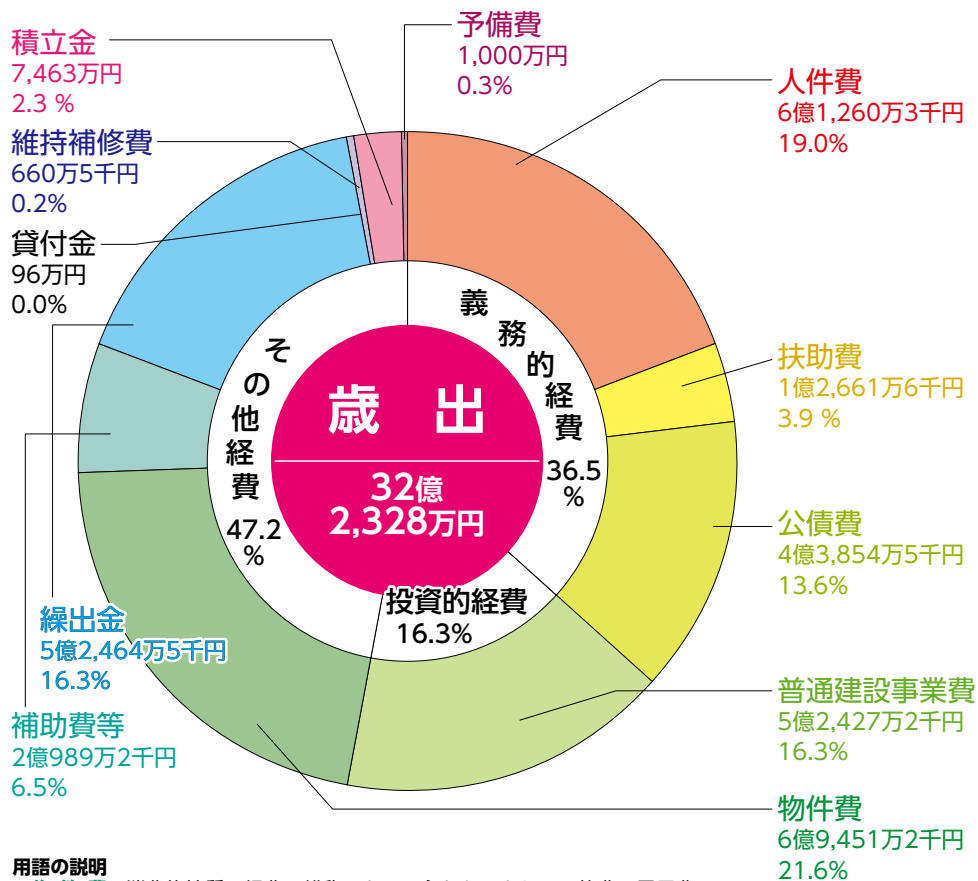
最後に、今後の行政運営につきましては、これまで同様、さまざまな課題を町民の皆様と共有し、協働の精神を大切にしながら元気な町づくりに取り組んでまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

みんなが笑顔で暮らせる町に

令和4年度の予算決まる

新年度の予算の概要と、町が取り組む主な事業を紹介します。

令和4年度一般会計および特別会計の予算案が、3月定例議会で可決されました。
 一般会計予算額は32億2,328万円で前年度と比較して、3,588万4千円(1.1%)の増となりました。
 引き続き、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう、町の発展・活性化を推進していくことを基本とした予算編成となっています。



用語の説明

- 物件費** 消費的性質の経費の総称であり、主なものとして、旅費・需用費・委託料などです。
- 扶助費** 児童・高齢者・生活困窮者などを援助するための経費であり、主なものとして、医療費などです。
- 補助費等** 各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの経費であり、主なものとして、負担金・補助金および交付金などです。
- 公債費** 町債の償還に係る経費です。
- 普通建設事業費** 道路・港湾・学校・庁舎等公共施設の新増設等の建設事業に要する経費です。

主な経費

【一般会計】

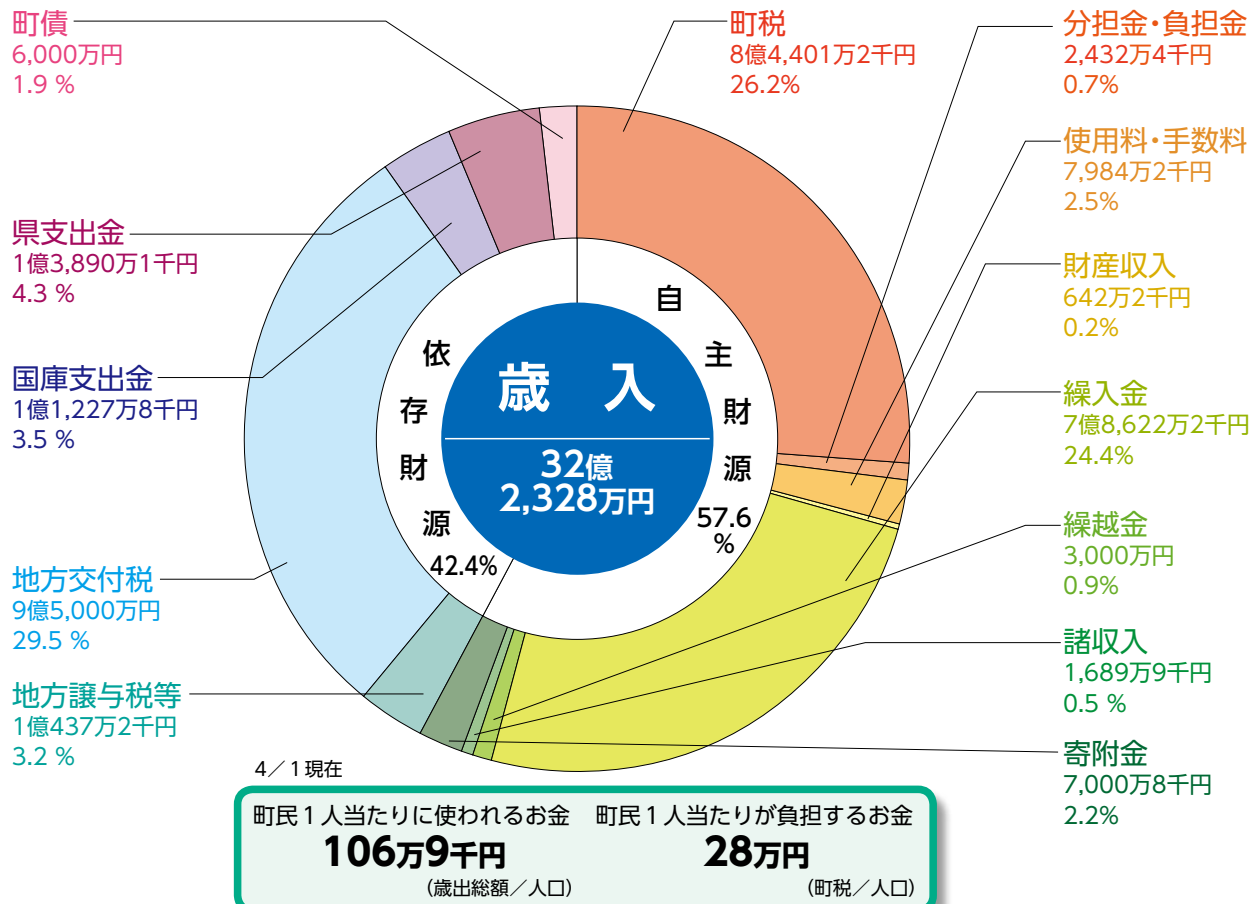
経費種別	金額(千円)
総務費	21,780
行政情報通信サービス事業	4,940
庁舎非常用発電設備修繕等	67,320
電算システム整備事業等	8,580
個人情報取扱業務台帳整備業務等	1,230
直島出合い隊助成事業等	2,725
まちづくり景観整備助成事業	10,560
地域おこし協力隊	3,200
空き家改修等補助事業	4,280
民間賃貸住宅借上料等支援事業	104,015
直島応援寄附者返礼品等	51,626
町営バス運行関係	3,588
固定資産税土地異動更新業務	
民生費	5,863
地域生活支援事業	9,000
地域子育て支援拠点事業	2,450
出産奨励金(2人以上)	647
敬老会等	1,026
老人バス利用助成	29,746
総合福祉センター大規模改修事業等	2,676
一時保育事業	2,901
子育て支援事業	4,200
子ども医療費助成事業	
衛生費	720
看護学生修学資金貸付事業	4,219
母子健診等	2,807
子どもインフルエンザ予防接種	11,173
新型コロナワクチン接種等	

住宅太陽光発電システム設置補助	800
エコアイランド補助	4,000
浄化槽設置整備事業補助	2,356
海岸漂着物回収抑制事業	1,698
焼却施設設備補修等	24,400
自動車購入事業	3,702
農林水産業費	5,650
有害鳥獣駆除事業	1,100
農道補修等	994
松くい虫防除事業	400
新型コロナウイルス対策漁業経営長期資金利子補給	33,750
水産振興対策事業	2,970
釣公園運営業務	
商工費	10,167
ふるさと海の家改修等	21,342
瀬戸内国際芸術祭2022運営負担金等	10,000
火まつり実行委員会助成	2,800
商工会・夏まつり助成	6,000
社宅整備費用助成	1,000
特産品開発事業補助	
土木費	1,200
道路維持管理業務	37,400
宮ノ浦1号線舗装等	7,142
港湾施設パトロール・イルミネーション事業	21,200
横防地区急傾斜地崩壊対策事業等	31,700
屏風港4号防波堤改良等	92,390
積浦公園整備事業等	29,117
内新田団地外壁改良等	3,770
民間住宅耐震対策支援事業等	

横防家族用住宅整備事業	57,900
消防費	
災害用備蓄品整備	1,216
各所改良等(消火栓含む)	3,400
小型動力ポンプ購入	1,870
救急患者搬送業務関係	33,368
教育費	
高校生通学航路費等補助	4,102
少年・青年活動助成	800
小学校各所改良等	7,650
中学校各所改良等(壁区画改修含む)	59,280
放課後児童健全育成事業	4,100
国際交流推進協議会(Naoshima Egg事業)	1,490
文化協会助成	850
女文案補助事業等	1,650
体育協会助成	1,050
スポーツ少年団助成等	1,473
西部公民館トイレ改修	1,200
【特別会計】	
特定健康診断等事業	3,134
介護予防アクア運動教室等	2,505
診療所(僻所付心電計購入・スプリンクラー整備)	5,797
下水道(法適用支援業務)	13,585
下水道(長寿命化等)	61,200

一般会計の予算は32億2,328万円

特別会計 15億31万9千円 簡易水道会計 7億4,570万7千円



町税 8億4,401万2千円の内訳



歳入構造別比較表

	依存財源	自主財源	総額
30年度	48.9%	51.1%	37億6,737万5千円
31年度	46.1%	53.9%	40億9,350万6千円
令和2年度	43.0%	57.0%	32億4,340万8千円
令和3年度	43.6%	56.4%	31億8,739万6千円
令和4年度	42.4%	57.6%	32億2,328万円

特別会計予算額

会計名	令和4年度	令和3年度	前年度対比
国民健康保険事業	4億8,445万円	4億6,237万9千円	4.8%
介護保険事業	4億582万1千円	4億814万4千円	▲0.6%
診療所事業	2億6,944万円	2億7,214万8千円	▲1.0%
後期高齢者医療事業	6,689万4千円	6,243万8千円	7.1%
下水道事業	2億6,797万6千円	2億6,559万円	0.9%
宅地造成事業	573万8千円	2,373万4千円	▲75.8%
合計	15億31万9千円	14億9,443万3千円	0.4%

簡易水道事業会計予算額

項目	令和4年度	令和3年度	前年度対比
収益的収入	4億7,340万3千円	4億7,587万1千円	▲0.5%
収益的支出	4億5,323万9千円	4億6,284万4千円	▲2.1%
資本的収入	9,673万2千円	1億1,177万7千円	▲13.5%
資本的支出	4億1,617万4千円	2億4,346万9千円	70.9%

令和4年度の重点事業

～新規事業等主なものを紹介します～

※詳しいお問い合わせは各担当課まで

新 …新規事業 **継** …継続事業

1 ハード事業

◎一般会計

継 **総合福祉センター大規模改修**
(約23,000千円)

総合福祉センター本館は、平成7年の事業開始から27年目となり建物を維持していくためには計画的に改修を行う必要があるため、今年度はプール内塗装およびトレーニングルーム他の空調設備更新を行います。

新 **総合福祉センター遊具整備**
(約6,000千円)

総合福祉センター本館の中庭に設置している遊具が老朽化しており、安全に子どもたちに利用してもらうため遊具の整備を行います。

継 **町道宮ノ浦1号線舗装**
(約9,000千円)

道路ストック総点検でリストアップされた傷みの激しい箇所の舗装打替え工事です。

新 **町道宮ノ浦38号線舗装**
(約9,000千円)

通学路にもなっている道路で、ひび割れや段差があり、通行に支障をきたす恐れもあることから、舗装の打替え、区画線等を引き直す工事です。

継 **横防地区急傾斜地崩壊対策事業**
(約16,000千円)

横防地域住民から急傾斜地崩壊対策事業を申請したいと要望もあり、対策事業を実施するもので、斜面を整形しモルタル吹付により表面を固め崩壊を防止する工事を行います。

継 **屏風港4号防波堤改良**
(約16,000千円)

現在、近年の潮位上昇により、台風時には高潮が防波堤を越波することがあり、係留する船舶等に被害を及ぼすおそれがあるため、4号防波堤の高上げ工事を行っています。

(令和3年度施行約30m、令和4年度約40mの防波堤嵩上げ工事にて竣工予定)

新 **(仮称)積浦公園整備**
(約83,000千円)

積浦集会所および消防屯所の建設に伴い既設の大型遊具等が撤去され、子どもが安心して遊べる場所が無くなったため、新たに公園を整備することにより、子どもたちに遊びやレクリエーションの場を提供します。

継 **内新田団地外壁等改良**
(約23,000千円)

多くの町営住宅では老朽化が進んでおり、適切な改善を実施して住宅ストックとして維持していく必要があるため、町営住宅ストック総合計画および公営住宅等長寿命化計画を策定し、計画に沿って改善を進めています。

令和元年度より内新田団地の外壁等改良を実施中です。今年度は1棟2戸の屋根・外壁塗装、樋・鋼製建具取替等を実施します。

新 横防家族用住宅整備
(約48,000千円)

人口減少に歯止めをかけ、本町をさらに発展させるには、「子どもの人数を増やすこと」が特に重要な課題であり、若者の定住促進を図るため、令和4年度に1棟2戸の家族用住宅を建設します。

継 中学校竪穴区画改修（第2期）
(約60,000千円)

中学校校舎の階段各所を防火区画として分け、生徒の安全性の向上を図る竪穴区画を設置する3年計画の2年目工事です。(令和3年度：中央、令和4年度：東側、令和5年度：西側)

継 公共下水道長寿命化工事（約48,000千円） 国1/2補助

下水道のストックマネジメント計画に基づき、計画的に下水道処理施設の更新工事をしていくもので、浄化センター汚水処理の主要設備である汚泥脱水機の更新などを予定しています。

2 ソフト事業

継 特産品開発補助
(1,000千円)

町の新規特産品開発に対する補助(上限50万円)

継 スポーツ活動推進事業
(約900千円)

町とミズノ(株)とが、教育・研究・文化振興・人材育成・スポーツ振興・社会貢献等の分野において、地域創りのため連携協力する事業の一環。

直島町人事異動

- ◆**退職** 3月31日付（ ）内は、旧職名
鴨井 俊徳（教育委員会教育長）
荒木 慶悟（建設経済課長）
廣瀬 信之（住民福祉課主事）
菊地 小百合（診療所主任看護師）
西村 早貴（幼児学園教諭）

- ◆**任期満了** 3月30日付（ ）内は、旧職名
吉野 智博（町立診療所所長・医師）
※県からの派遣期間終了

- ◆**任期満了** 3月31日付
金森 大樹（町立診療所医師）
※県からの派遣期間終了

- ◆**異動** 4月1日付（ ）内は、旧課名
【建設経済課】
課長 手塚 常義（税務課）
【住民福祉課】
主査 伊藤 健司（建設経済課）
【税務課】
課長 津郷 雄一（建設経済課）
【診療所】
主任主事 下津 修生（総務課）

- ◆**採用** 4月1日付
教育委員会教育長 津山 勝義
総務課主事 新田 颯
建設経済課主事 下津 玲偉
町立診療所所長・医師 池上 雄亮
町立診療所医師 森田 峻史
町立診療所主任看護師 田村 昌子
町立診療所看護師 為定 春奈
建設経済課参事（再任用） 荒木 慶悟



総務課からのお知らせ

町長選挙の日程について

任期満了に伴う町長選挙が下記の日程で行われます。

●立候補届出者の受付（告示日）

日時：5月10日(火) 8：30～17：00
場所：役場2階大会議室

●開票

日時：5月15日(日) 20：00～
場所：直島ホール

●投票できる期間

①期日前投票

期間：5月11日(水)～5月14日(土)
8：30～20：00

場所：役場1階小会議室

投票日当日に仕事や旅行などで用事のある方は、期日前投票をご利用ください。

②投票日

日時：5月15日(日) 7：00～19：00
(屏風島集会所は16：00まで)

場所：お住まいの地域によって投票できる場所が異なります。
詳しくは投票日までに配付する入場券をご覧ください。

お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222

住民福祉課からのお知らせ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円 / 1世帯）のご案内



●住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

支給額

1世帯あたり
10万円

支給時期

市区町村が確認書（または申請書）を受理した日から
2週間後が目安です。



支給対象と申請の有無 ※受給には手続きが必要です

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」の世帯

令和3年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」の
収入となった世帯（家計急変世帯）

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります。
提出期限は

発行日から3カ月です。

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

申請が必要です

申請期間：～令和4年9月30日(金)
申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】住民福祉課窓口

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

出張年金相談を開催します

●開催日

4月21日(木) **事前予約制**



●場所・時間

・役場(1階会議室) ・西部公民館(1階研修室)
9:30~12:30 13:00~16:00

年金相談をご希望の方は『街角の年金相談センター高松(オフィス)』に**事前予約**をお願いします。(年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。)

☎087-811-6020(予約用)
平日8:30~17:15【土・日・祝日を除く】

●相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等

●年金請求・各種手続き

老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更等

●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類(免許証等)が必要です。

年金事務所と同等のサービスが受けられます。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2226

●●●●●●●● 住民福祉課(健康推進室)からのお知らせ ●●●●●●●●

令和4年度 狂犬病予防集合注射について

下記の日程で狂犬病予防集合注射を実施します。当日、都合の悪い方は、動物病院で個別に接種してください。

●日程 令和4年4月15日(金)

●時間 横防公園 9:30~9:50
西部公民館 10:00~10:20
役場 10:30~11:00
積浦集会所 11:10~11:30

●料金 ・狂犬病予防注射料金 2,450円
・狂犬病予防注射済票交付料 550円

計:3,000円

・犬の登録手数料 3,000円(未登録の場合のみ)

狂犬病予防法により、飼い犬には毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが飼い主の方に義務付けられています。

狂犬病は、人にも感染する病気で、治療法の見つかっていない恐ろしい感染症です。

狂犬病の発生を防ぐために、犬を飼っている方は、必ず飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせるようにしてください。

犬を飼っている方には3つの義務があります。

- ①住所地の市町村に飼い犬を登録すること。
- ②飼い犬に年1回、狂犬病予防注射を受けさせること。
- ③飼い犬に、鑑札と狂犬病予防注射済票をつけること。



※登録した犬が死亡した場合や所在地・所有者等が変更した場合は必ず健康推進室へ届け出てください。(転出の場合、所在地変更の手続きは移動先でお願いします。)

【新型コロナウイルス感染拡大防止策について】

- ・せきや発熱等の症状がある場合は、集合注射会場への来場をお控えください。
 - ・会場ではマスク着用、手指消毒にご協力ください。
- ※感染拡大状況によっては開催を中止する場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ 住民福祉課(健康推進室) ☎087-892-3400



..... 教育委員会からのお知らせ

奨学金の貸し付けについて

町では、中学校および高等学校の卒業生で、下記の要件等を満たす方に対して、月額最大20,000円の範囲で奨学金の貸し付けを行っています。

- ①町内に1年以上住所を有する者
- ②向学心が旺盛で性行の善良な者
- ③経済的な理由により修学することが著しく困難である者
- ④原則として、他の制度から貸し付けを受けられない者

貸し付けをご希望の方は、教育委員会までご相談・お問い合わせください。

直島町少年スポーツ等活動費補助

未来を担う子どもたちが、スポーツなどの活動で、夢と希望をもって幅広く選択ができるよう、活動に要する経費の一部を支援します。

対象者

中学校部活動または町内にスポーツ少年団などの活動がなく、そのため町外の非営利スポーツ等活動団体に所属し、活動を行っている直島中学校生徒およびその付き添いの保護者とします。

対象経費

フェリー車両運賃、小型高速旅客船（高松便に限る）運賃となります。

補助金の額

対象経費の2分の1。ただし、限度額は年度内で5万円とします。

締切日

- 第1次締め切り 9月末日
- 第2次締め切り 3月末日



生き生き青年活動補助・少年の夢育み活動補助

未来を担う青年・少年が地域社会のなかで生き生きと活動できるように、また、町民の皆さんが自ら活動を活発化させようとする事業に対して、財政面で支援します。

対象となる事業

町内に所在または住所を有する団体または個人が企画し実施する事業全般で、例えば音楽会・奉仕活動・文化活動・スポーツ活動事業などが考えられます。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

補助金の額

1事業あたり、20万円を限度とします。同事業を継続する場合、4年目以降は10万円を限度とします。

- 応募の締切日 第1次締め切り 4月末日
- 第2次締め切り 7月末日

お申し込み・お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882

教育委員会からのお知らせ

文化講座受講生の募集について

受講をご希望の方は、教育委員会事務局へご連絡ください。
町内にお住まいの方ならどなたでも参加できます。

〈申込締切 4月18日(月)〉



講座名	講師	代表世話人	会場	開催期間	募集人数	備考
英会話講座	クリストファー・ダンクリー	田岡 雅代	西部公民館 第1研修室	4月～2月 第1回 4月21日(木)	20名	延べ8回(平日開催予定) 19:00～21:00 2時間 ※日常的に役立つ英会話を学習します。 お気軽にご参加ください。
ヨガ講座	森井 照子 大谷 こづえ	森井 照子 大谷 こづえ	直島ホール 研修室	5月～2月 第1回 5月10日(火)	20名	延べ10回(毎月第2火曜日) 19:00～20:30 1時間30分 ※深い呼吸に合わせて、全身をくまなく ほぐし、体やわらぎ、心やすらぐヨガ を体験してみませんか。

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

※葬儀など、都合により時間帯・場所等は変更することがあります。また、感染症対策などにより、開催回数に変更になる場合があります。

上記講座以外にも年度中に新しく講座を開設する予定です。開設準備が整い次第、「広報直島」や「ふれあい通信なおしま」にて受講者の募集をします。

「シルバーカルチャー教室」に参加しませんか！

60歳以上の町民の方ならどなたでも参加できますので、この春から何か新しいことを始めようとお考えの方は、ぜひお気軽にお申し込みください。

趣 旨 高齢化社会を楽しく、豊かに生活するための学習の機会を提供することにより、生涯にわたる学習意欲の向上を図ります。

主 催 教育委員会

期 間 5月から翌年3月まで、年間15回程度開催予定

場 所 西部公民館ほか

受講料 無料

(ただし、教材費が別途必要な場合があります)

対象者 町内に住所を有する60歳以上の方

内 容 講演会や人気の脳トレ教室、町内の各種イベントへの参加など、1回の講座につき1時間から2時間程度です。

申し込み

受講を希望される方は、4月18日(月)までに教育委員会事務局へ次の①～④の内容をご連絡ください。

- ①住所(地区名)
- ②氏名
- ③生年月日
- ④電話番号(連絡先)

第1回教室は5月24日(火)西部公民館 講義室(卓球室)にて、「くらしのセミナー」の予定です。



前年度の教室風景(防災講習)

お申し込み・お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882

卒園式・卒業式

幼児学園にて卒園式、小中学校にて卒業式が行われました。幼児学園・小学校・中学校の子どもたちはそれぞれ通い慣れた園舎、校舎に別れを告げました。今年は新型コロナウイルス感染予防のため、一部規模を縮小して行われましたが、先生と保護者の方の温かなまなざしに見送られ、卒園生、卒業生は新たな一歩を踏み出しました。

3月11日(金) 中学校卒業式



3月14日(月) 小学校卒業式



3月15日(火) 幼児学園卒園式



3月7日(月)

令和3年度直島町教育委員会表彰者

No.	氏名	事績
1	シダ マト 石田 真斗 (高松工芸高等学校3年生)	香川県高校総合体育大会ボクシング競技・四国高校ボクシング選手権大会 ミドル級 で優勝し、全国高校総合体育大会ボクシング競技大会兼全国高校ボクシング選手権大会に出場した功績は多大である。
2	ヒロタ マリカ 廣田 まり香 (高松工芸高等学校1年生)	香川県高校新人ボクシング競技大会・四国高校ボクシング新人大会 女子バンダム級 で優勝し、全日本女子ボクシング選手権ジュニア大会四日市大会に出場した功績は多大である。
3	アキトモ ヒロツカ 秋友 裕隆 (元直島野球スポーツ少年団監督)	長年にわたり直島野球スポーツ少年団の指導者として少年野球の発展に貢献し、児童の健全育成に尽くした功績は多大である。

※令和3年度は、直島町表彰に該当される方がおられませんでした。



ンダ

★春の全国交通安全運動～4月15日まで

「みんなで守ろう交通ルール。笑顔でつくる交通安全」

木(Thu)	金(Fri)	土(Sat)
<p>7</p> <p>① みんなの健康教室 (西部公民館)10:00～11:00</p> <p>紙類 本島全地区</p>	<p>8</p> <p>② 中学校入学式 9:30～</p> <p>燃えるごみ 本島全地区</p>	<p>9</p>
<p>14</p> <p>③ 乳幼児健診 (福祉センター会議室他) 12:00～12:15 受付</p> <p>④ 瀬戸内国際芸術祭2022 春会期開幕 ～5月18日</p> <p>紙類 本島全地区</p>	<p>15</p> <p>燃えるごみ 本島全地区</p>	<p>16</p>
<p>21</p> <p>⑤ 行政相談 (直島ホール)10:00～12:00</p> <p>⑥ 年金相談 (役場)9:30～12:30 (西部公民館)13:00～16:00</p> <p>⑦ 済生丸健診(宮浦港) 9:30～10:30受付 13:00～14:00受付</p> <p>紙類 本島全地区</p>	<p>22</p> <p>⑧ 済生丸健診(本村港) 9:30～10:30受付 13:00～14:00受付</p> <p>燃えるごみ 本島全地区</p>	<p>23</p> <p>⑨ 瀬戸内国際芸術祭2022イベント 「麗春の舞」直島女文楽×小山豊 (直島ホール) 14:30～</p>
<p>28</p> <p>⑩ 移動図書館 (西部公民館)11:20～12:10 (役場倉庫前)13:00～13:40</p> <p>紙類 本島全地区</p>	<p>29 昭和の日</p> <p>燃えるごみ 本島全地区</p>	<p>30</p>
<p>5 こどもの日</p> <p>紙類 本島全地区</p>	<p>6</p> <p>燃えるごみ 本島全地区</p>	<p>7</p>

救急連絡先
直島町立診療所
～ふれあい診療所～
(☎087-892-2266)

直島町役場電話番号
(ご用の方は下記の番号にお尋ねください。)
市外局番(087)892

- 総務課 2222
- まちづくり観光課 2020
- デジタル推進室 2020
- 住民福祉課 2223
- 健康推進室 3400
- 教育委員会 2882
- 建設経済課 2224
- 税務課 2296
- ふれあい診療所 2266
- 環境水道課 2225
- 出納室 2295
- 議会事務局 2297
- 社会福祉協議会(総合福祉センター) 2458

ごみは可燃物・紙類・不燃物(小型家電含む)・資源(空き缶、ガラスビン・ペットボトル・プラスチックボトル、発泡スチロール、蛍光灯、乾電池)にきちんと分別して、決められた日に、決められた袋に入れてステーションへ出ししましょう。

【可燃物の日】 燃えるごみ
《本島全地区》毎週月・水・金曜日

【不燃物・資源の日】 不燃 資源
《本島全地区》毎週火曜日
《離島地区(屏風島・向島)》
第3水曜日

【紙類の日】 紙類
《本島全地区》毎週木曜日

【戌の日】
安産を願って腹帯を巻き参拝する日



わがまちのカレ

NAOSHIMA CALENDAR

2022. April/May

日 (Sun)	月 (Mon)	火 (Tue)	水 (Wed)
4/3 	4	5	6 <small>健</small> 楽らくひざ痛こし痛予防改善教室 (西部公民館) 9:30~11:00 <small>健</small> BCG他予防接種 (福祉センター会議室) 12:50~13:10 <small>ま</small> 春の全国交通安全運動 ~4月15日
	<small>燃えるごみ</small> 本島全地区	<small>不燃資源</small> 本島全地区	<small>燃えるごみ</small> 本島全地区
10	11 <small>教</small> 小学校入学式 9:30~	12 <small>教</small> 幼児学園入園式 9:30~ <small>福</small> 給食サービス (福祉センター分館) 13:00~16:00	13 <small>福</small> 心配ごと相談 (西部公民館) 10:00~12:00
	<small>燃えるごみ</small> 本島全地区	<small>不燃資源</small> 本島全地区	<small>燃えるごみ</small> 本島全地区
17	18	19 <small>福</small> 給食サービス (福祉センター分館) 13:00~16:00	20
	<small>燃えるごみ</small> 本島全地区	<small>不燃資源</small> 本島全地区	<small>燃えるごみ</small> 本島全地区 <small>不燃資源</small> 離島地区
24	25	26 <small>福</small> 給食サービス (福祉センター分館) 13:00~16:00 <small>診</small> 泌尿器科外来 ※午前中のみ	27  <small>健</small> 機能訓練教室 (西部公民館) 13:30~14:30 <small>健</small> 姿勢改善教室 (西部公民館) 15:00~16:00 <small>健</small> 済生丸健診(宮浦港) 9:30~10:30受付 13:00~14:00受付
	<small>燃えるごみ</small> 本島全地区	<small>不燃資源</small> 本島全地区	<small>燃えるごみ</small> 本島全地区
5/1	2 <small>税</small> 固定資産税第1期分納期限	3 憲法記念日	4 みどりの日
	<small>燃えるごみ</small> 本島全地区	<small>不燃資源</small> 本島全地区	<small>燃えるごみ</small> 本島全地区



●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

～国民健康保険に加入されている皆さんへ～

医療費適正化にご協力ください

国民健康保険の被保険者(加入者)の皆さんが、病院等の窓口で支払っているのは医療費の一部で残りは保険者(町)が負担しています。医療費はここ数年高い状態が続いており、国保の財政に大きな影響を及ぼしてまいります。

医療費が増え続けると、皆さんの保険税の引き上げ幅が今まで以上に大きくなる可能性があります。少しでも医療費を適正化していけるように、ご協力ください。

医療費の増加の主な原因

医療機関へのかかり方	生活習慣病の増加	医療技術の進歩
軽い症状で、最初から大きな病院で受診したり、同じ症状でいくつもの医療機関にかかると医療費が増えます。	日ごろの悪い習慣による生活習慣病患者が増えています。慢性疾患は治療に長い期間がかかるため医療費がかさみます。	治療の難しい病気を治すため、新しい医療機器や薬が開発されており、治療にかかる費用も増えています。

医療費節約のコツ

- **かかりつけ医を持ちましょう**
“かかりつけ医”とは、日ごろの診察や健康管理をしてくれる身近なお医者さんであり、病歴などを把握してもらえます。また介護サービスを利用する場合にも「医師の意見書」の提出をしてくれます。町内にも、ふれあい診療所がありますので、受診してください。
- **重複受診をやめましょう**
同じ病気で複数の医療機関を受診すると、何度も初診料を支払い、同じような検査や処置に費用がかかるだけでなく、投薬や注射などを繰り返すことで、体への負担や副作用も心配されます。
- **診療時間内に受診しましょう**
休日や診療時間外の受診は、緊急の場合以外はやめましょう。本来の診療費のほかに別料金も加算されてしまいます。
- **健康診断を受けて、病気を早期発見しましょう**
自覚症状が現れにくい生活習慣病などは、定期的に健康診断によるチェックが重要です。病気の早期発見・治療は医療費の節約にもつながります。毎年、健康診断を受け、健康な生活を送りましょう。
- **薬を正しく使いましょう**
体調が優れないとき、薬はとても頼りになる存在ですが、自己判断で薬の量を加減したり中止したりすると、効かなくなったり、体に悪影響を及ぼす恐れがあります。指示された用量・用法を適切に守り正しく使いましょう。

～国民健康保険の届出・申請にはマイナンバーの記載が必要です～

各届出、申請の際には届出(申請)者、世帯主、手続対象者全員分のマイナンバー(個人番号)がわかるものをご持参ください。



まちづくり観光課からのお知らせ

瀬戸内国際芸術祭2022開幕！

「海の復権」をテーマに第5回目となる現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」が、まもなく開幕します。会期中は混雑が予想されますので、皆様のご協力をお願いします。

【会期】 春：4月14日(木)～5月18日(水)
夏：8月5日(金)～9月4日(日)
秋：9月29日(木)～11月6日(日)

【会場】 直島、豊島、女木島、男木島、小豆島、大島、犬島、沙弥島(春)、本島(秋)、高見島(秋)、栗島(秋)、伊吹島(秋)、高松港・宇野港周辺

【直島での新規プロジェクト概要】 ※敬称略

『The Naoshima Plan「住」展(春会期・秋会期)

建築家・三分一博志による直島での新たな展開。建築プロセス自体を作品として公開する企画展。

会場：宮浦・旧下津邸(西部公民館近く)
開館時間：10:00～17:00
月休(祝日の場合翌日休館)

《瀬戸内「鍛造景」資料館》

(春会期のみ、夏会期以降は新たなテーマで展示予定)

アーティスト・下道基行による銅製錬の過程で生じる「鍛(からみ)」をテーマにした企画展を開催する。

会場：宮浦ギャラリー六区／瀬戸内「」資料館
開館時間：10:00～17:00(最終入館16:30)
月休(祝日の場合、翌日休館)

『ヴァレーギャラリー』

境界や聖域とされる谷間に沿うように建てられた「祠」をイメージした安藤忠雄設計の新ギャラリー。

場所：李禹煥美術館向かい
開館時間：9:30～16:00(最終入館15:30)
無休(ベネッセハウスの休館に準じる)

『杉本博司ギャラリー 時の回廊』

杉本博司の代表的な写真作品やデザイン、彫刻作品などを継続的かつ本格的に鑑賞できる世界的にも他に例をみない展示施設。

会場：ベネッセハウスパーク
開館時間：11:00～15:00(最終入館14:00)
無休(ベネッセハウスの休館に準じる)
呈茶は、別途有料(パーク内ラウンジにて)となります。

※上記4施設の町民の鑑賞については、予約の必要はありませんが、混雑状況により希望の時間に入場できない場合があります。

※町民の直島内施設鑑賞は無料ですが、今までどおり町民チケットは必要ですので、ご注意ください。

【春会期の町内でのイベント情報】 ※敬称略

『麗春(れいしゅん)の舞』

直島女文楽と、日本最大流派の1つ津軽三味線小山流3代目の小山豊をゲストに伝統芸能を披露。

日時：4月23日(土) 14:30～ **会場**：直島ホール

※春会期以降の町内イベントについては、決まり次第広報等で周知します。

イベント情報の詳細は、チラシをご覧ください。

◎町民用作品鑑賞パスポートを予約された方へ

引換期間は4月13日(水)～20日(水)の引き換えに変更となりました。

お問い合わせ 直島町民パスポートについて まちづくり観光課 ☎087-892-2020
芸術祭全般について 瀬戸内国際芸術祭総合案内所 ☎087-813-2244



特産品開発に関する補助制度について

町内で特産品の開発をしようとする個人・団体・法人に対し、その経費の一部を補助する制度を設けています。コロナ禍で大変な時期ではありますが、こんな時だからこそ新しい特産品を開発し、町のPRになるものを考えてみませんか。

【特産品】

「特産品」とは、以下の要件をすべて満たすものとします。

- 町の産品（町内で生産された原材料）を用いて加工・製造されたもの
- 販売が可能なもの
- 広く町民や観光客に親しまれると見込まれるもの

【補助対象者】

以下のいずれかであって、町税等の滞納がなく、事業を継続できると認められる方に限ります。

- 町内に住所を有する個人
- 町内に住所を有する方が代表者となっている団体
- 町内に事業所を有する法人

【補助対象事業】

- 特産品を開発し、商品化する事業
- 既存の特産品を改良し、新たに商品化する事業

【補助対象経費】

- 特産品の開発に要する経費（消耗品費、原材料費等）
- 品質検査、栄養成分分析等に要する経費
- 商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費
- 商品PRに係る広告、宣伝に要する経費
- その他、必要と認められる経費

※人件費は補助対象外です。

【補助金の額】

- 補助対象経費の2分の1以内（50万円を上限とし、千円未満の端数は切り捨て）とします。

詳しくは、まちづくり観光課までお問い合わせください。

社宅整備費用の助成制度について

町内で社宅を建設する事業者に対し、建設工事費の一部を助成する制度です。

社宅とは

事業者が従業員の居住を目的として新たに建設する住宅をいう。

助成の対象者

以下の要件をすべて満たす事業者に限ります。

- 町内に入居可能世帯数が2世帯以上の社宅を建設する
- 市区町村税を滞納していない

助成額

入居可能世帯数1世帯につき20万円

交付の条件

- 入居する従業員等（家族含む）が、町に住民登録するよう促すこと
- 入居率の向上に努めること

用途変更の制限

助成金交付後5年間は、社宅以外の用途に変更しないこと

詳しくは、まちづくり観光課までお問い合わせください。

まちづくり観光課・デジタル推進室からのお知らせ

中小企業の設備投資を支援します

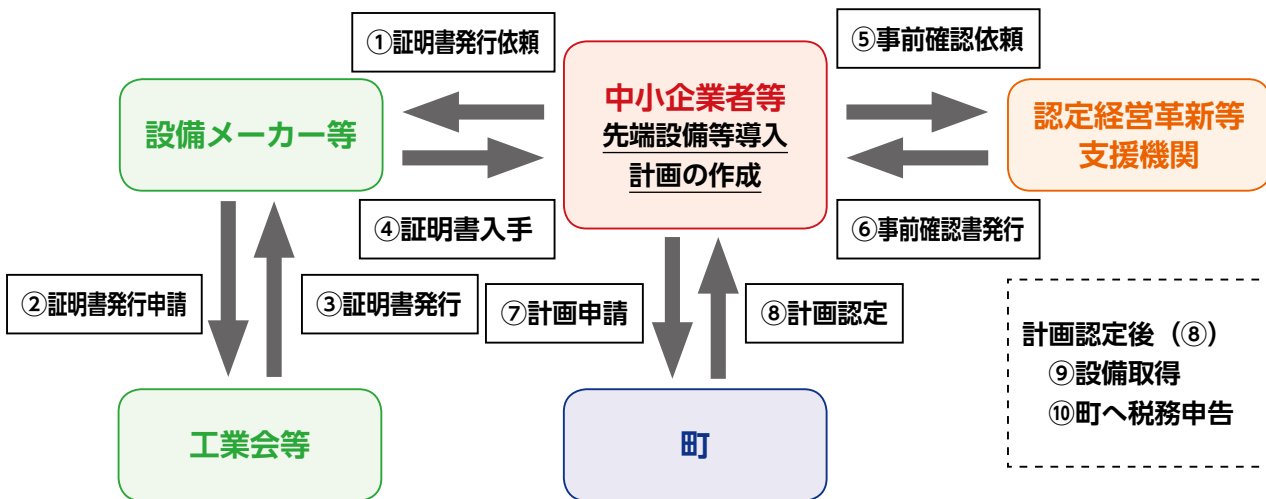
中小企業者などの収益向上に直接つながる設備投資を支援することで、中小企業者などの生産性向上を通じた町経済の活性化に取り組んでいくため、「導入促進基本計画」を策定しました。

中小企業者などが「導入促進基本計画」に沿った、「先端設備等導入計画」を作成し、町の認定を受けることで設備取得の支援を受けることができます。

<基本計画の概要>

- **計画期間** 令和4年4月1日～令和6年3月31日
- **対象者** 中小企業等経営強化法第2条第1項に基づく中小企業者
- **対象設備** 労働生産性に資する機械装置、測定工具や検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、事業用家屋、構築物
※なお、太陽光発電設備は対象外となります。

先端設備等導入計画の認定手順



<中小企業者などのメリット>

1. 認定を受けた先端設備などの固定資産税の軽減。
2. 先端設備等導入計画に基づく事業に必要な資金繰りの支援。



中小企業庁 HP

詳しくは、右記の QR コードより中小企業庁 HP（先端設備等導入計画の手引き）をご覧ください。申請に必要な様式集は、町の HP に掲載しています。

詳しくは、まちづくり観光課までお問い合わせください。

同窓会への助成について

直島小学校ならびに直島中学校（いずれも旧制学校を含む）の卒業生が開催する同窓会に助成金を交付しています。（5年間に1回限度）

交付対象となる同窓会は、同じ年度に卒業した者の全員を対象として町内で開催されるもので、原則として対象者の3割以上の出席があるものです。

同窓会の開催が決まりましたら、お早めにご相談ください。

詳しくは、まちづくり観光課（デジタル推進室）までお問い合わせください。

お問い合わせ まちづくり観光課・デジタル推進室 ☎087-892-2020



本村地区（景観重点地区）内で家や外構を 新築・改修等する場合には事前に役場へ届出が必要です！

景観に係るまちづくりを重点的に進めていくべき地区として本村地区を重点地区に指定しています。

そこで、本村地区（景観重点地区）の美しい風景とまち並み景観を保全していくことを目的として、下記内容の行為等をする場合、事前に役場へ届出が必要となっています。重点地区内にお住まいの皆さんには大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

（事前に届出が必要な行為） ※平成25年4月1日～届出が必要となりました。

- ①建築物
 - 建築物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
- ②工作物等（屋外広告物・塀・柵・門等）
 - 工作物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

※景観に合わせた形での新築・改修等には、次のページの「まちづくり景観活動をご支援します〈第1期募集〉」をご覧ください。

※ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。



まちづくり観光課（デジタル推進室）からのお知らせ

まちづくり景観活動をご支援します〈第1期募集〉

“直島の景観をよりすばらしいものにしていくための活動をしたい”など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さんに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしています。

例えばこのようなときに・・・

- ア) 「古い伝統ある建物を改修して保存したい」
※ただし、景観重要物件に指定された建物等に限りません。
- イ) 「門・塀などをまち並みに合うように改築したい」
※ただし、重点地区内（現在、本村地区の一部のみ）の建物に限りません。
- ウ) 「道路沿いを花いっぱいにしたい」
「直島の歴史を本にして後世に残したい」
「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」 など

締め切り 4月28日(木)

申請様式についてなど、さらに詳しい内容については、まちづくり観光課までお問い合わせください。

条例に基づくまちづくりを推進するために必要な事業

補助の対象となる事業		対象工事・経費	補助率	補助限度額
ハード事業	ア) 条例の規定により景観重要物件に指定された建築物、工作物その他の物件	①外壁、屋根、軒裏、開口部など建築物等の外観を構成する部分の修繕、模様替えで保存のために必要な構造耐力上主要な部分の修繕を含む ②門、塀、工作物およびアプローチなど、建築物に付属するものの修繕、模様替え ③その他当該景観重要物件を良好な状態で保存するために必要と認められる工事	2/3 (1/3)	600万円 (300万円)
	イ) ア) 以外の建築物、工作物その他の物件で、景観審議会が認める物件（ただし、条例の規定により指定された重点地区内の物件に限る）	①建築物の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費 ②門、塀、垣根の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費	1/3 (1/6)	100万円 (50万円)
ソフト事業	ウ) 条例の目的に基づいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業	調査研究費、計画策定費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料、原材料費、その他町長が特に必要と認める経費	2/3 (1/3)	30万円 (15万円)

※（ ）内は営利を目的としたもの

みんなのまちづくり事業の募集について

集まった仲間同士で「こんな町おこしをしたい」、「こんなイベントをすれば町が活気づく」と考えてみませんか。町民の皆さんが自ら考え自ら行うまちづくり事業に対して、町が支援させていただきます。積極的なご応募をお待ちしています。

●対象となる事業

町民または町内にある団体等が自主的に実施するまちづくり事業全般で、例えば調査研究事業・研修事業・交流イベント事業・ボランティア事業などがあります。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

●補助率 補助対象経費の3分の2以内

●補助金の額 1事業当たり30万円を限度とします。同事業で4年目以降の場合は、15万円を限度とします。

●締切日 第1次締め切り 4月末日
第2次締め切り 7月末日

お申し込み・お問い合わせ まちづくり観光課（デジタル推進室） ☎087-892-2020



●●●●●●●●●● 住民福祉課（健康推進室）からのお知らせ ●●●●●●●●●●

理学療法士による機能訓練教室

2カ月に一度、体操教室を実施します。
椅子に座って行う体操ですので、体力に自信のない方もぜひご参加ください。
一緒に、いつまでも歩き続けることのできる体づくりを目指しましょう！

利用無料

開催日（偶数月：水曜日）
4月27日・6月22日・8月24日
10月26日・12月21日
令和5年2月22日

時間 13：30～14：30

会場 西部公民館 体育室兼講義室

持ち物 飲み物

対象者 65歳以上の方



教室終了後には、気になる症状を理学療法士へ相談することができます。

講師 理学療法士 大隅 豊和

姿勢改善教室

～歳を重ねたときも若々しい姿勢でいるために、今から正しい姿勢を保ちましょう～

開催日 **無料** ※事前のお申し込みが必要です。
4月27日・6月22日・8月24日
10月26日・12月21日
令和5年2月22日

時間 15：00～16：00

会場 西部公民館 体育室兼講義室

持ち物 動きやすい服装・飲み物・上靴

対象者 40歳以上のお元気な方



定員5名のセミプライベートレッスン！
初心者も安心です

講師 理学療法士 大隅 豊和

お問い合わせ 住民福祉課（健康推進室） ☎087-892-3400

住民福祉課（健康推進室）からのお知らせ

地域包括支援センターだより

介護保険サービスを利用するまでの流れ

サービス利用までの流れ

1. 介護や支援などが必要になったと思ったら、地域包括支援センターへ相談しましょう。
2. 要介護認定の申請を行います。 ※申請手続きは、地域包括支援センターにてお手伝いできます。
3. かかりつけ医に、医学的見地から意見書を作成してもらいます。
4. 認定調査（心身や生活の状況を調べるため、調査員が本人と家族などから聴き取り等を行います）を受けます。
5. 役場から認定結果が届きます。

認定結果が要介護の方・・・居宅介護支援事業者に依頼してケアプランを作成し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。介護保険施設などへ入所を希望される方は、直接施設へ申し込みます。

認定結果が要支援の方・・・地域包括支援センターに依頼して介護予防プランを作成し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。住み慣れた地域で自立した生活を続けていくことができるように支援を受けます。

認定結果が非該当の方・・・地域包括支援センターが地域行事や生きがいデイサービスの利用などを通じて、介護予防の取り組みや自立した日常生活が続けられるよう支援します。

Q. 要介護認定を受けられるのは？

- A.**
- 65歳以上の方で、介護の必要な方、または日常生活に手助けが必要な方
 - 40歳～64歳の方で、加齢に伴う病気（下記の通り）にて、要介護状態または要支援状態の方



関節リウマチ	筋萎縮性側索硬化症	後縦靭帯骨化症	骨折を伴う骨粗鬆症
初老期における認知症	脊髄小脳変性症	脊柱管狭窄症	早老症
多系統萎縮症	脳血管疾患	閉塞性動脈硬化症	慢性閉塞性肺疾患
がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り）	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

Q. 介護保険の申請を行った後、結果が出るまでの間にサービスを利用することは可能？

- A.** 要介護認定の申請から認定結果の通知までは30日程度かかります。サービスの利用を急ぐ場合には、結果が通知されるまでの間でも、見込まれる要介護度に応じて、仮のケアプランによるサービス利用が可能です。ただし、下りた認定結果で使うことのできる額よりも多くのサービスを利用した場合、上限を超えた額は全額自己負担となりますので、注意が必要です。



Q. いつの時点で、介護保険を申請すれば良いですか？相談場所は？

- A.** 地域包括支援センターにご相談ください。心身・生活状況は人によってさまざまですので、その方に合う申請の時期を説明します。



お問い合わせ 地域包括支援センター（健康推進室内） ☎087-892-3400



楽しく ひざ痛 こし痛 予防・改善教室



いつでも、どこでも自分の思い通りに動ける体でいたい！！
あなたの辛い症状の改善や、再発を防ぐポイントもお伝えします。

楽しみながら効果を体感してみませんか！

- この教室では、主に椅子に座って、ゆっくりとストレッチ、マッサージ、運動などを行います。
- 講師は、四国新聞 日曜「おうちでフィットネス」でおなじみの阿部純也 健康運動指導士です。
- 膝痛・腰痛などに関する日常生活でのアドバイスや、季節で生じやすい、体の不調を改善する方法などもお伝えしています。

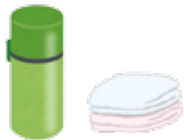
★開催予定場所・予定日 **無料**

場 所	予 定 日
宮ノ浦地区 西部公民館 体育室兼講義室 または体育室	4月6日(水)
	5月11日(水)
	7月6日(水)
	8月3日(水)
	10月5日(水)
	11月2日(水)
	令和5年1月11日(水)
	2月1日(水)

場 所	予 定 日
積浦地区 人材育成センター	6月1日(水)
	12月7日(水)

場 所	予 定 日
本村地区 直島ホール	9月7日(水)
	令和5年3月1日(水)

●時間：9：30～11：00



動きやすい服装でお越しください。
お茶、タオル、必要な方は運動靴をご持参ください。
感染予防のため、マスク着用でお越しください。



税務課からのお知らせ

令和4年度後期高齢者医療保険料について

●令和4・5年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度の保険料は、全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額からなり、被保険者が個々に納めます。

保険料率は、2年ごとに見直しを行い、都道府県ごとに決定するため、県内すべての市町で同じです。医療費や被保険者数の増加などを考慮し、令和4・5年度の保険料率が下記のとおり改定されました。

区分	令和2・3年度	令和4・5年度	増加額(率)
均等割額	49,800円	50,800円	1,000円
所得割率	9.78%	9.80%	0.02%

●保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

●賦課限度額の変更について

保険料の上限額は、64万円から66万円に変更されました。

【均等割額の軽減】

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で軽減割合を判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	軽減の割合
43万円+10万円×(※給与所得者等の数-1)以下	7割
43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)+(10万円×(※給与所得者等の数-1))以下	5割
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+(10万円×(※給与所得者等の数-1))以下	2割

- ・賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定しますが、年度途中で被保険者になられた方は、資格取得日が賦課期日になります。
- ・65歳以上の方は、公的年金所得について最大15万円を控除します。
- ※一定の給与所得者と公的年金の支給を受けている方

【仮徴収(公的年金からの引き落とし)の納付について】

①対象の方

令和4年4月の公的年金からの引き落とし額(いわゆる天引き)は、令和4年2月引き落とし分と同額となります。ただし、4月から新たに引き落としが始まる方(令和4年2月に引き落としされていない方)につきましては、令和2年中の所得を基に仮計算された保険料の6分の1相当の額が引き落としされます。さらに、令和4年度の保険料額が確定後、10月以降の引き落とし分で残りの保険料額の調整が行われます。

②対象外の方

令和4年6月に保険料額が確定後、令和4年7月から納付書または口座振替による納付が始まります。その後、公的年金からの引き落としに移行できる方については、10月から引き落としが始まります。※保険料の納付方法が公的年金からの引き落としの方で、口座振替による納付に変更をご希望の方は、税務課窓口までお申し出ください。なお、公的年金からの引き落としから納付書による保険料の納付への変更はできません。

お問い合わせ 税務課 ☎087-892-2296



No.177

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



薬の飲みすぎにご用心！？

(医師 池上 雄亮)

「最近、お薬が多くなってきたな」、「何のためにお薬を飲んでいるかわからない」、こういった声を外来診療で聞くことも少なくありません。そこで、今回のコラムのテーマは「薬」の話です。



●「薬の飲みすぎ」とは？

最近、「ポリファーマシー」という言葉をテレビや新聞、雑誌で見かけることが多くなりました。ポリファーマシーは、日本語でいうと「多剤併用」と言い、わかりやすく言い換えると「薬の飲みすぎ」のことを指します。元々は、ポリ（たくさん＝poly [ポリ]）と ファーマシー（薬＝pharmacy [ファーマシー]）を組み合わせた造語で、多くの薬を服用することにより副作用などの有害事象を起こす状態のことです。

●「薬の飲みすぎ」による不利益

日本ではお薬を「6種類」以上内服すると、お薬による副作用などの有害事象が増えると言われています。飲み方の異なる薬が複数あると飲み間違えそうになったことがあるという人も多いと思います。

●「薬の飲みすぎ」の原因は？

薬の飲みすぎの原因は、大きく分けて以下の3つです。

1. 多くの病気を抱えた人が、それぞれの病気に対して別の病院に通院している。
2. 薬の副作用に対して、薬を内服し、薬の数が増えている【図1】。
3. 症状がないけど薬を飲み続けている。

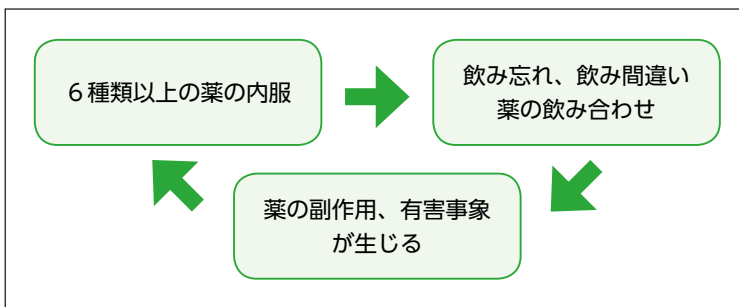


図1. 「薬の飲みすぎ」の悪循環

●「薬の飲みすぎ」の対策は？

多くの病気を持つ人は、その分、お薬の量が増えますので、必ずお薬手帳を持ち歩きましょう。また勝手に中止することのないようにし、薬に疑問を感じたら、まずは診療所またはかかりつけの先生に相談することが重要です。また一時的な症状でお薬をのみ、症状が軽くなった場合は、医師にそのことを伝えましょう。

ご家族が「どんなお薬をなぜ飲んでいるか」ということに関心を持つことも大事だと言われています。皆で協力して、「薬の飲みすぎ」をなくしましょう。わからないことがあれば、診療所に相談しに来てください。

結婚おめでとう! (敬称略)

すえ永く お幸せに

地区 氏名 月日
鷺ノ松 多賀 隆之 3・9
松坂 有紀

おくやみ (敬称略)

つつしんでご冥福をお祈りします

地区 氏名 年齢
宮ノ浦 阿部八重子 99
本村 石井 吏 80

寄附のお礼

田邊澄子様より亡母上田富子様の香典返しとして、直島町立診療所に対して金一封のご寄附がありました。

石川知久様より亡父石川伴彦様の香典返しとして、本村長寿会、本村自治会、直島町社会福祉協議会に対して金一封のご寄附がありました。

岩本千鶴子様より亡夫岩本勤様の香典返しとして、本村自治会、直島町立診療所、直島町社会福祉協議会に対して金一封のご寄附がありました。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さんの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。
※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報なoshima ○○○コーナー」
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp
締め切り:4月20日(水)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

チャレンジ! 広報クイズ

Q.4月に開幕される瀬戸内国際芸術祭2022ですが、今回で何回目の開催でしょうか?

- ①4回 ②5回 ③6回

(ヒントは、広報紙の中にあります)

3月号の答え ① 応募総数6通

【応募締め切り】4月28日(木)

クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、**1世帯1通**に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報クイズ4月号」係
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

玉野市休日当番医 市外局番(0863)

日	内科	外科	歯科
4月10	油原医院 (和田)81-8235	三宅内科外科医院 (楳ヶ原)71-2277	はしもと歯科医院 (長尾)33-0055
17	こやま医院 (八浜町見石)51-3333	中谷外科病院 (田井)31-2323	平山歯科医院 (長尾)71-2850
24	せいきょう玉野診療所 (羽根崎町)81-1696	たまメディカルハザードリサーチクリニック (玉)31-6803	ふじわら歯科医院 (八浜町大崎)51-2488
29	青井医院 (宇野)21-4370	大西病院 (田井)33-9333	そのだ歯科医院 (和田)81-6771
5月1	田川医院 (和田)81-8345	山田クリニック (和田)81-7197	三宅(元)歯科医院 (玉)21-3210
3	井上クリニック (宇野)32-0831	たまメディカルハザードリサーチクリニック (玉)31-6803	ふじわら歯科医院 (八浜町大崎)51-2488
4	竹原内科医院 (迫間)71-0101	玉野市民病院 (宇野)31-2101	赤木歯科医院 (築港)31-1771
5	玉野中央病院 (築港)31-1011	宇野八丁目クリニック (宇野)33-8080	赤司歯科医院 (宇野)32-1289
8	由良病院 (深井町)81-7125	近藤医院 (東田井地)41-1061	あさの歯科医院 (玉原)31-7722

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。
※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(4月11日~5月13日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
4/11	12	13	14	15
午前 午後 池上・森田 森田	池上	午前 午後 池上・森田 森田	池上	森田
18	19	20	21	22
午前 午後 池上・森田 池上	森田	午前 午後 池上・森田 森田	池上	森田
25	26	27	28	29
午前 午後 池上・森田 森田	松木 池上	午前 午後 池上・森田 池上	池上	休診日
5/2	3	4	5	6
午前 午後 池上・森田 森田	休診日	休診日	休診日	森田
9	10	11	12	13
午前 午後 池上・森田 池上	森田	午前 午後 池上・森田 森田	池上	午前 午後 森田 横山

※診療担当医は都合により変更することがあります。
※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00
※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30
※救急患者の場合は、診療時間外でも診察いたしますので、下記に電話してください。
(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。
(お知らせ)第4火曜日の午前中のみ泌尿器科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。
ふれあい診療所 ☎087-892-2266

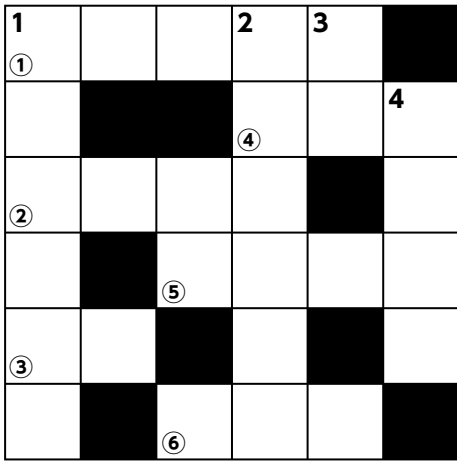


横防 岡崎 貢さんの作品
「東宮ノ浦バス停の近く」



積浦 佐義 達雄さんの作品
「パソコン絵画」

むく&あやの 直島クロスワードパズル③



4 7 6 9 2 4 5 7 9 5 2 7 6 1 7 10 2 4 6 7 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 【75】

山岸睦来さん(小3)と鳥平彩乃さん(小5)が作りました。

- たて
1. 宮浦にあるあみあみの展示物
 2. 好きで集められた物たち
 3. 直島銭湯に立っている南国の木
 4. 緑色で子どもに人気がない野菜

- よこ
- ① 宮浦ギャラリー六区は何屋だった?
 - ② 直島の未来の特産果物? フランス語ではフィグ
 - ③ むかし女木島に住んでいた?
 - ④ 料理の作り方を書いた説明書
 - ⑤ ○○○○で焼いたピザが食べられるルークス
 - ⑥ 西部公民館に年1回開催される教育○○○祭

教育委員会からのお知らせ

令和4年度 移動図書館巡回日程表

移動図書館をはじめて利用される方へ

町内に住所を有する方は、どなたでも無料で図書を借りることができます。

●ご利用の場合、高松市図書館「利用者カード」が必要です。

●「利用者カード」はその場で交付できます。

※交付申請は、利用申込書に所定の事項を記入し、住所（免許証・健康保険証）の確認できるものを提示してください。

1 貸出冊数 1人 15冊まで 2 貸出期間 次の巡回日まで（約1カ月間）

3 巡回ステーション日程表

令和4年								令和5年			
4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
28日 (木)	27日 (金)	24日 (金)	27日 (水)	22日 (木)	27日 (木)	25日 (金)	23日 (金)	27日 (金)	24日 (金)	24日 (金)	【午前】西部公民館 11:10~12:00
											【午後】役場車庫前 13:00~13:40

◎天候等でやむを得ず巡回を中止する場合があります。ご不明な場合は、高松市中央図書館（☎087-861-4501）までお問い合わせください。

【注意】図書館ではインターネットによるサービスを行っていますが、移動図書館は対象となっておりませんのでご注意ください。

お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882

